

ワイド総合補償制度の ご案内



2025年11月改訂



NIPPAN RENTAL Co., Ltd.

ワイド総合 補償制度とは？

車輛・機械（機材）をご利用いただくにあたって、“万一の事故発生”の場合、**弊社独自の総合補償制度**により、弊社のレンタル車輛及び機械類をご利用いただくお客様の安心と信頼をお守りいたします。

ワイド総合補償制度適用について

レンタル契約の際に、レンタル代、基本管理料とは別途に“**補償料**”をお支払いいただきます。また、事故の状況・内容によってはワイド総合補償制度が適用されない場合がございます。（詳しくは補償制度適用外の主な事例をご参照ください。）

制度加入対象となるレンタル物件

原則として、全てのレンタル車輛・機械類が対象となります。（ただし、特別仕様の機械および接続する電源コード類、ホース類、その他使用による消耗品、販売品等は除きます）

ご注意

一部対象外現場もございます

（船上作業、海上工事、トンネル工事、たて杭工事、砕石作業等の危険が予想される工事）

ご注意

- 万一事故の場合には弊社貸出営業所にご連絡ください。指定書類に記入していただきます。
- 公道上の事故は**所轄警察署へ必ず届出**をしてください。
- 車輛損害や動産損害が全損（盗難を含む）の場合は**再調達価格（※）**の10%をお客様ご負担金としていただきます。
その他機械類は最低額5,000円・その他（車両・重機等）は最低額5万円・10万円・20万円となります。
- お客様ご負担金の他、修復期間の休車補償額を別途請求発生することをご理解願います。
- 補償額の確定、示談の決定等には弊社の承認を必要とします。**補償制度適用外費用についてはお客様ご負担金が加重され増額になります。**
- 万一独自の和解等により加重された賠償金の請求は補償できません。
- 自損事故とは自分自身が運転をあやまって、事故を起こし死傷した場合等、自賠責保険により補償が受けられない場合をさします。（人身のみ）
- 塗装、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害、パイプ曲がり、凹み損害は補償対象外となり実費請求となります。
- 一定期間内に事故を重ねた場合、お客様ご負担金が加重され増額になります。（一定期間とは事故を起こした時より1年間といたします。）
- 敷き鉄板の盗難・紛失は補償外で新品価格を実費で請求させていただきますのでご理解の程お願いいたします。
- ワイド総合補償制度は、1事故につき1回のご使用が可能です。複数の事故があった場合、それぞれの事故に対して負担金が必要になります。

※再調達価格・・・被害にあった車輛・機械等の、現在の新車代替機の購入費用を言います。

補償料金一覧表

対象区分	対象機械	補償内容		補償金額	お客様 ご負担金(税別)	補償料 (税別)	
レンタカー車輛 (高所作業車含)	【ナンバー付】 ダンプカー クレーン付トラック 散水車 ライトバン 高所作業車 橋梁点車 等	対人賠償		無制限	なし	500 円～	
		対物賠償		1,000 万円	なし		
		搭乗者傷害	死亡・後遺障害	1,000 万円	なし		
			入院日額	10,000 円			
			通院日額	5,000 円			
		自損事故傷害		最高 1,500 万円	なし		
		車輛損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%		
			部分破損	実損額	20万円～		
	【高所機のみ】 バケット内傷害	死亡・後遺障害		1,000 万円	なし		
		入院日額		10,000 円			
通院日額		5,000 円					
舗装機械 重機 高所作業機 定置機械	【ナンバー付】 タイヤショベル タイヤローラー マカダムローラー グレーダー フィニッシャー 等	対人賠償		無制限	なし		
		対物賠償		1,000 万円	なし		
		搭乗者傷害	死亡・後遺障害	1,000 万円	なし		
			入院日額	10,000 円			
			通院日額	5,000 円			
		自損事故傷害		最高 1,500 万円	なし		
		車輛損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%		
			部分破損	実損額	20万円～		
	【ナンバー無】 バックホー フィニッシャー 高所作業機 コンプレッサー 発電機・ハウス 等	対人賠償	1名	5,000 万円	10 万円～	300 円～	
			1 事故	1 億円	10 万円～		
		対物賠償	1 事故	1,000 万円	10 万円～		
			動産損害	盗難・全損	時価額		再調価格の10%
		部分破損		実損額	20万円～		
		【高所機のみ】 バケット内傷害	死亡・後遺障害		1,000 万円		なし
	入院日額		10,000 円				
	通院日額		5,000 円				
	その他機械類	ライトボーイ 各種トイレ その他各種機械 小物機械類	動産損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%	10 円～
又は							
部分破損				実損額	※ 2 0 万～		
					※ 1 0 万～		
					※ 5 万～		
対人賠償			1名	5,000 万円	10 万円～		
			1 事故	1 億円	10 万円～		
			対物賠償	1 事故	1,000 万円	10 万円～	
						※ 5 千～	
情報化施工機	杭ナビ・グレーダー 3 t ブル・6 t ブル	対人賠償	1名	5,000 万円	10 万円～	500 円～	
			1 事故	1 億円	10 万円～		
		対物賠償	1 事故	1,000 万円	10 万円～		
		動産損害	盗難・全損	時価額	再調価格の10%		
			部分破損	実損額	20 万円～		

※その他機械類に関しては、対象機種によりご負担金が異なります。詳しくは担当者までお問い合わせください

補償制度適用外費用につきましては、お客様ご負担金に加重され増額となります。

補償料/お客様ご負担金についてのご注意

補償料について

弊社のヤードから出庫となった日（貸出日）から、入庫された日（返却日）までの日数をかけた分がご請求となります。補償制度の料金体系は、レンタル物件の種類によって異なります。詳しくは、各営業所・営業担当者へご確認ください。

お客様ご負担金について

『お客様ご負担金』とは補償制度対象事故の際、1事故の補償内容毎にお客様に支払いいただく自己負担金です。
補償制度適用外費用についてはお客様ご負担金が加重され増額になります。

1 事故で動産損害、対物賠償責任が発生した事故の場合は動産損害の負担金、対物賠償の負担金を別でご請求する形となります。（動産損害：当社貸出機の破損、対物賠償損害：被害者の管理財物）

例）バックホー操作を誤り、バックホーが近くの家屋に倒れてバックホーと家屋両方に損害(被害)があった場合のご負担金は、20万（動産損害：バックホー損害分） + 10万（対物賠償：家屋損害分）となり、合計30万円となります。

又、1年間以内に事故を重ねた場合、ご負担金が増額（1事故目負担金+10万円）となります。

例）1事故目…20万円 2事故目…30万円 3事故目…30万円 ……以降30万

※【補償料】【お客様ご負担金】は税別の金額となります。（P3の表をご確認ください。）

補償制度適用について

自動車補償

《対人・対物賠償責任補償》

レンタル車輛を通常運転中に、第三者（他人もしくは他人の財物）に対し発生した損害に対し負担すべき**法律上の賠償責任**を補償いたします。

※故意または、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

《搭乗者傷害補償》

レンタル車輛の正規の乗車装置に通常乗車中の方が事故によって死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被ったときに補償されます。傷害時には医療補償金として、通常生活が可能(医師の判断による)になるまで要した入院および通院日数に対して、定額の補償を受けられます。

※後遺障害の補償額は、程度により異なります（1,000万円限度）。

※入院・通院には、支払対象期間と日数限度があります。

《車輛補償》

レンタル車輛を保管中および使用中における通常の運転中に発生した事故、盗難(詐欺を除く)、火災（地震を原因とする火災を除く）による損害。

動産補償

- レンタル機械の通常作業中に発生した事故（※1）による損害。
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災（地震を原因とする火災を除く）による損害。
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難（※2）による損害。
- レンタル機械の運送中の事故による損害。

※1：通常作業中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故。誤った使用、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※2：盗難とは所轄警察への届出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。また、部分盗難の場合は、対象とならない場合がございます。

賠償責任補償

レンタル機械での作業中の操作ミスが原因で、第三者に発生した損害により負担すべき**法律上の賠償責任**（賠償責任補償で定める範囲内）を補償いたします。

注1：お客様およびお客様の現場において同様の補償を受けられる保険などに加入されている場合、お客様の保険適用を優先させていただきます。

注2：人身事故の場合、自動車保険、自賠責保険、労災保険、労災上乗せ保険の優先使用を前提とさせていただきます。

注3：弊社への事前連絡・相談なく示談された場合、補償できない場合がございます。

各補償の共通

- 詐欺、横領等不誠実行為により発生した事故
- 定められた正しい使用方法以外で使用中の事故
- お客様（又お客様が許可した下請け業者等）の、故意、重大な過失又は酒気帯び、酒酔い、**無資格、無免許**（運転できる自動車の種類に違反している場合を含む）による事故
- 薬物乱用等重大な法令違反による損害
- 摩耗、腐食、塩害、かび、虫食い、その他自然の消耗劣化・凍結による損害
- 原因不明な破損（当て逃げ・車上荒らし・盗難等は、**警察への届出が必要です**）
- お客様が弊社に無断で加工等を行った場合に起因する事故
- 使用者による不正、目的外使用による損害、又は**機械能力を超える扱いや操作**（例）安全装置を外しての使用、クラッチ、パーキングブレーキの破損、エンジンの焼付等
- 自殺行為、犯罪行為に起因する損害
- 弊社に無断で転貸し発生した損害
- 事故日より大幅な報告遅延の場合（**1ヶ月以上は遅延理由書が必要です**）
- 地震、噴火、津波等の天災（自然災害）による損害
- 戦争、暴動、その他これらに類似の事変による損害
- 核物質による汚染事故、及び放射能汚染による事故
- 急激な摩耗、不良環境下での物質の変化
- 塗装、コンクリート、アスファルト等の汚れによる損害
- 不正燃料の使用、**燃料間違え**、燃料管理ミスによる異物混入等での故障損害（例）重油の使用、燃料内の水分混入によりエンジンが損傷等
- レンタル機械・機器・ICT機器等でご使用されるデータ(お客様の)が何かしらの原因で消滅した場合の損害
- 事故による**二次的損害**（人工代・工事遅延の違約金等）
- **その他対象外と認められる損害等**

補償制度適用外の主な事例 ②

自動車補償

- 所轄警察署へ事故の届出がない場合
- 失火（火災）による損害賠償（失火責任法）
- 除雪作業中に、雪に埋もれていた物損賠償
- 積荷の補償は対応不可
- 走行中の飛び石による相手へ対しての損害賠償（賠償責任の確認がとれる資料があれば可能）
- お客様およびお客様企業の所有、又は管理下にある財物の損害
- お客様と被害者の関係が父母、配偶者、子供、同居の親族、会社内の同僚の損害賠償
- 法令違反（過積載・高さ制限3.8m）の事故
- 修理完成自動車の引取運賃・自走可能車輛の修理入庫搬送費
- 補償制度の対象物品のうち以下部位に生じた単独損害（以下①～③は主な損害例）
 - ①ベルト、ワイヤロープ、チェーン
 - ②チューブ・タイヤ・ホイール等の消耗品または消耗材
 - ③クラッチ板等の、摩耗焼付による損害
- 置き忘れ、紛失による損害、又盗難防止措置を行わなかった場合の盗難
- 補償制度の対象物品に生じた単独の汚損および単独の擦損
- お客様が運転中の自動車操作ミス等により、駐停車機械（弊社レンタル車輛・自走建機）に、生じた損害
- 許可物（毒物、危険物等）の輸送によって発生した賠償責任
- 自動車の一部部品盗難（例：クレーン付トラックのラジコン等）
- 運転者・搭乗者の方が、運転席・助手席・後部座席以外に搭乗中のケガ（荷台・バケット内等）
- 相手方の物損が古く、時価額が低い場合などの、相手方の物損の修理費用が時価額を上回る費用
- 車輛搬送費用の15万円を超えた費用

動産補償

- 修理完成機械の引取運賃
- 潤滑油、作動油、燃料等の運転用資材
- 登録ナンバーのない車輛、機械での公道での事故
- 補償制度の対象物品のうち以下部位に生じた単独損害（以下①～⑥は主な損害例）
 - ①ベルト、ワイヤロープ、チェーンおよびハンマー部分
 - ②フォーク、ドリル、バケット、ショベルおよびその他カッタ、オーガ、リッパ等のアタッチメントの歯または爪に相当する部分
 - ③ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材
 - ④工具類
 - ⑤ガラス部分
 - ⑥タイヤもしくはタイヤチューブ・ゴムパット単独の損害
- 置き忘れ、紛失による損害、詐欺による損害、又盗難防止措置を行わなかった場合の盗難
- 補償制度の対象物品に生じた単独の汚損および単独の擦損
- 機械の一部部品盗難（お客様負担金内の損害）
- 法令違反（過積載・高さ制限3.8m）の事故
- お客様が運転中の建設機械操作ミス等により、駐停車機械（弊社レンタル車輛・自走建機）に生じた損害
- 青ナンバー（運送ナンバー）車輛に、積載中の事故
- クレーン機能の無い油圧ショベル等による吊り作業時の損害（用途外使用）
- メーカーの定める使用用途を離脱したレンタル機械の使用中的による損害
- レンタル機械の操作時に必要な免許・技能講習修了証が無い方が操作しての損害

賠償責任補償

- 地下・基礎工事等に起因する土地の沈下、振動、軟弱化による土地、建物への二次的損害
- 失火（火災）による損害賠償（失火責任法）
- 登録ナンバーのない車輛、機械での公道での事故
- お客様およびお客様企業の所有又は管理下にある財物の損害
- お客様と被害者が利益を共益する（元請、下請け等を含む）関係での事故
- お客様が運転中の建設機械操作ミス等により、駐停車機械（弊社レンタル車輛・建設機械）に生じた損害
- 許可物（毒物、危険物等）の作業によって発生した賠償責任
- 相手方の物損が古く、時価額が低い場合などの相手方の物損の修理費用が時価額を上回る費用
- お客様およびお客様企業の所有又は管理下にある財物の損害（レンタル会社よりレンタルした機械・自動車等も含む）
- 請負作業の対象物に対する損害
- お客様と被害者の関係が父母、配偶者、子供、同居の親族、会社内の同僚の事故
- 情報化施工機・自動追尾 TS・GNSS 転圧管理の電波の乱れ等による損害（施工ミス等）
- 除雪作業中に、雪に埋もれていた物損の損害
- メーカーの定める使用用途を離脱したレンタル機械の使用中的による損害
- レンタル機械の操作時に必要な免許・技能講習修了証が無い方が操作しての損害

＊ 示談につきましては、弊社へ相談の上 お客様でお相手様と示談をお願い致します。

万一事故が起きたときは

1 まず負傷者の救護を！

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2 路上などの危険防止を！

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車輛を安全な場所へ移動させてください。
又は物損の場合も同様に損害が拡大しないように応急処置を行ってください。

3 警察への事故の届出を！

- ① 事故の場合は必ず警察へ届けてください。
(人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。
道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務付けられています。)
- ② 盗難事故(車輛、機械など)の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。
- ③ その他官公庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

4 ただちに弊社営業所までご連絡を！

事故の大小にかかわらず事故の内容を速やかに、ご連絡ください。(ロードサービスも含む)

- ① 事故発生の日時
- ② 事故発生場所
- ③ お客様のお名前、住所、連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名) 運転者氏名、
お客様との関係、免許内容、事故車のレンタル番号又は登録番号、損害の内容及び程度。
- ④ 事故の状況(交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども)
- ⑤ 相手の住所、氏名、会社名、電話番号など
(物損事故) …車輛損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
(人身事故) …ケガの内容、病院名、電話番号
- ⑥ 搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号
※人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。



対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

◎ 緊急連絡先 (営業所への連絡が取れない場合で自動車事故に限ります)

東京海上日動事故受付
(ロードサービスおよび事故)

0120-119-110
(フリーダイヤル)

※ロードサービスご利用の一部で有償となる場合があります。
例) ぬかるみ等でスタックした場合でのロードサービス使用や、総額15万を超える場合など。

注意事項

- 「ワイド総合補償制度」は**補償料金をお支払いいただいているお客様のみ補償**されます。
- **事故報告は速やか(翌日まで)に**、弊社担当営業所へご連絡下さい。(ロードサービスも含む)
(内容により補償できない場合があります。)
- 盗難事故の場合、**警察が「盗難事故」として受理**されることが補償の条件です。
- 公道上の事故は**所轄警察への届け出**が必要です。
- **「お客様ご負担金」**とは、補償内容毎にお客様にご負担いただく一事故あたりの金額です。
- **各補償金額を超える部分については、お客様負担**となります。
- **補償制度適用外費用についてはお客様ご負担金が増額になります。**
- 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要とします。
(万一独自の和解等により加重された賠償金の請求は補償できません。)
- **日常点検はお客様が必ず実施**してください。
- 弊社の承諾なしになされた修理にかかる費用はお支払できません。
- 車輜及びレンタル機械の修理は、**弊社指定工場**とします。
- 「ワイド総合補償制度のご案内」に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については弊社の規定に準じます。
- 他社から調達したレンタル車輜・機械の事故については**所有会社の補償制度**の対応となります。
- お客様ご負担金の請求につきましては、事故解決後の請求となる事をご理解お願いいたします。
已む無く、解決前に請求した場合、解決後に負担金が増加になる場合がございます。
- 事故処理の早期解決のため、当社からの問合せには、早急な回答をお願いいたします。
- **お客様の加入保険（賠償保険）使用の場合**は、当社はお客様へ損害費用を請求させていただきますので、お客様から当社へ支払をお願いいたします。その後、お客様から加入保険へ請求をお願いいたします。
- **「ワイド総合補償制度のご案内」は弊社独自の制度**であり、予告なく内容を変更する場合がございます。

事業所のご案内

■群馬県

前橋営業所	TEL.027-221-3151	FAX.027-243-5507	〒 371-0013	群馬県前橋市西片貝町 4-5-19
伊勢崎営業所	TEL.0270-20-2250	FAX.0270-20-2252	〒 379-2235	群馬県伊勢崎市三室町 5917
渋川営業所	TEL.0279-60-5088	FAX.0279-60-5089	〒 377-0004	群馬県渋川市半田 3037-1
高崎営業所	TEL.027-343-8808	FAX.027-343-8309	〒 370-0076	群馬県高崎市下小埜町 1472-3
高崎東・藤岡営業所	TEL.0274-20-1711	FAX.0274-20-1713	〒 375-0053	群馬県藤岡市中大塚 208-1
太田営業所	TEL.0276-88-8411	FAX.0276-88-8412	〒 370-0615	群馬県邑楽郡邑楽町篠塚 3473-1

■栃木県

足利営業所	TEL.0284-62-5076	FAX.0284-62-5175	〒 326-0141	栃木県足利市小俣町 358-3
佐野・館林営業所	TEL.0283-24-8315	FAX.0283-24-8316	〒 327-0044	栃木県佐野市下羽田町 2005-1
鹿沼営業所	TEL.0289-72-0311	FAX.0289-72-0322	〒 322-0017	栃木県鹿沼市下石川字鹿部 417-4
宇都宮営業所	TEL.028-613-6866	FAX.028-613-8066	〒 321-0903	栃木県宇都宮市下平出町 1438

■埼玉県

熊谷営業所	TEL.048-523-1515	FAX.048-524-2851	〒 360-0833	埼玉県熊谷市広瀬 400-1
東松山営業所	TEL.0493-39-3727	FAX.0493-39-3729	〒 369-0104	埼玉県熊谷市青山 20
鶴ヶ島営業所	TEL.049-279-0371	FAX.049-279-0373	〒 350-2223	埼玉県鶴ヶ島市高倉 932-1
加須営業所	TEL.0480-67-0500	FAX.0480-67-0502	〒 347-0015	埼玉県加須市南大桑 963-1
三郷営業所	TEL.048-949-7233	FAX.048-949-7234	〒 341-0053	埼玉県三郷市彦倉 1-240-1
所沢営業所	TEL.049-274-6636	FAX.049-274-6637	〒 354-0045	埼玉県入間郡三芳町上富 559-1

■千葉県

千葉北インター営業所	TEL.043-424-1625	FAX.043-420-0003	〒 284-0008	千葉県四街道市鹿放ヶ丘 413-1
------------	------------------	------------------	------------	-------------------

■茨城県

つくば営業所	TEL.0297-25-2580	FAX.0297-25-2581	〒 300-2401	茨城県つくばみらい市台 1864-1
ひたちなか営業所	TEL.029-276-5520	FAX.029-276-5521	〒 312-0061	茨城県ひたちなか市稲田 1218-13
水戸インター営業所	TEL.029-257-7722	FAX.029-252-0888	〒 311-4163	茨城県水戸市加倉井町 685-1

■福島県

いわき営業所	TEL.0246-75-2888	FAX.0246-56-7550	〒 971-8185	福島県いわき市泉町滝尻神力前 34-1
--------	------------------	------------------	------------	---------------------

■新潟県

新潟支店	TEL.025-377-0155	FAX.025-377-0158	〒 950-1101	新潟県新潟市西区山田 390-1
新潟北営業所	TEL.025-384-1160	FAX.025-384-1168	〒 950-3304	新潟県新潟市北区木崎 880
魚沼南営業所	TEL.025-776-3212	FAX.025-776-3103	〒 949-7141	新潟県南魚沼市青木新田 666-1
魚沼営業所	TEL.025-794-5323	FAX.025-794-4045	〒 949-7402	新潟県魚沼市田戸 209-1
十日町営業所	TEL.025-757-6516	FAX.025-752-5888	〒 948-0055	新潟県十日町市高山 3-758-4
上越営業所	TEL.025-544-1155	FAX.025-544-1179	〒 942-0052	新潟県上越市上源入 52-10
妙高営業所	TEL.0255-73-8155	FAX.0255-73-8144	〒 944-0009	新潟県妙高市東陽町 4-1
柏崎営業所	TEL.0257-24-7861	FAX.0257-21-4742	〒 945-1351	新潟県柏崎市上田尻 923-1
長岡営業所	TEL.0258-24-3770	FAX.0258-24-5507	〒 940-0871	新潟県長岡市北陽 1-53-69
長岡西営業所	TEL.0258-47-8333	FAX.0258-47-8330	〒 940-2117	新潟県長岡市石動南町3-5

■長野県

長野営業所	TEL.026-239-6892	FAX.026-244-8126	〒 381-0021	長野県長野市屋島 3420-1
長野インター営業所	TEL.026-285-1560	FAX.026-285-1561	〒 381-2213	長野県長野市広田 98



株式会社ニッパンレンタル 群馬県前橋市西片貝町 4-5-15

※補償制度は予告なく変更する場合がございます。